

法令等遵守態勢・内部統制

法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めています。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範に基づき誠実かつ公正な事業活動を推進する」ことをいいます。

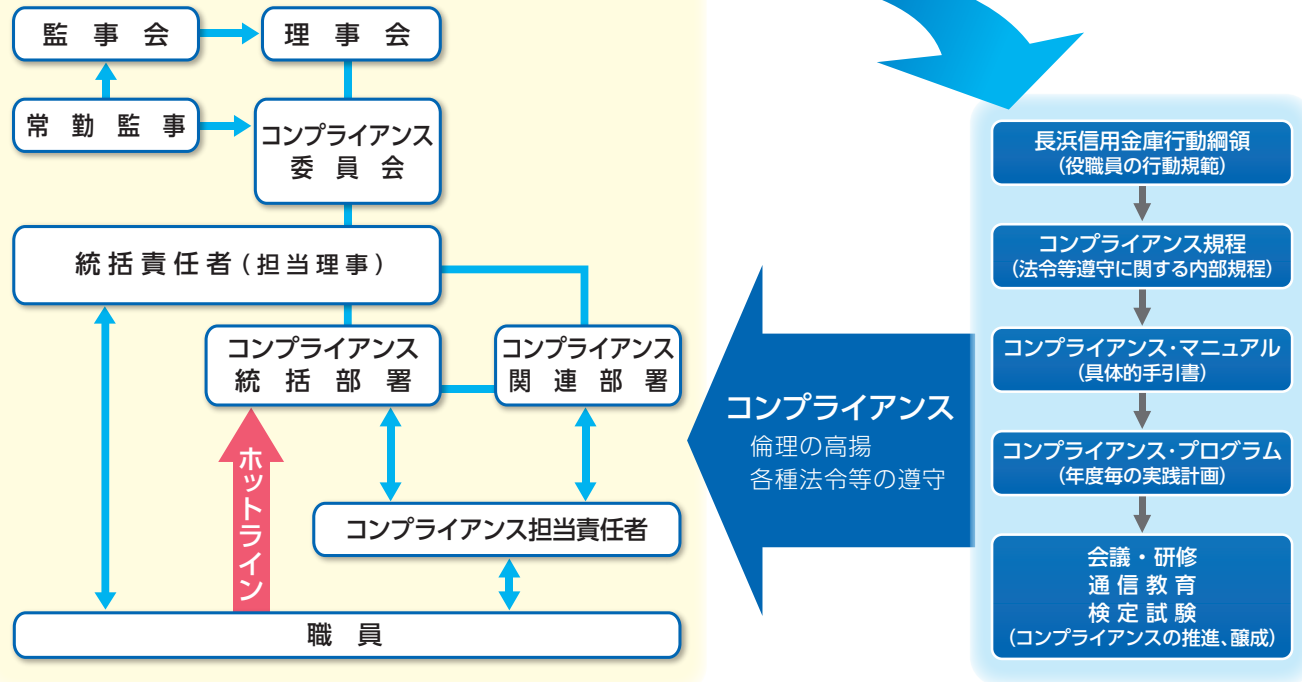
当金庫は地域に根ざした金融機関として、地域に対する社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全かつ適切な業務運営に努めるため、法令やルールを厳格に遵守することを重要な経営課題として取り組んでおります。

今後ともお客さま本位の業務活動を推進し、大きな信用と信頼を得ることができるようコンプライアンス体制の更なる充実に取り組んでまいります。



▲コンプライアンス研修会

【コンプライアンス組織】



内部統制システムの整備

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、自らの業務の適正を確保するため、次の内部統制システムの整備に取り組んでおり、継続的に実効性の確保に努めています。

- ① 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ⑦ 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。